

年金制度改正法案の内容 ②

遺族厚生年金の見直し

女性の就業率の向上などに合わせて、遺族厚生年金の男女差を解消する。

<現在の仕組み>

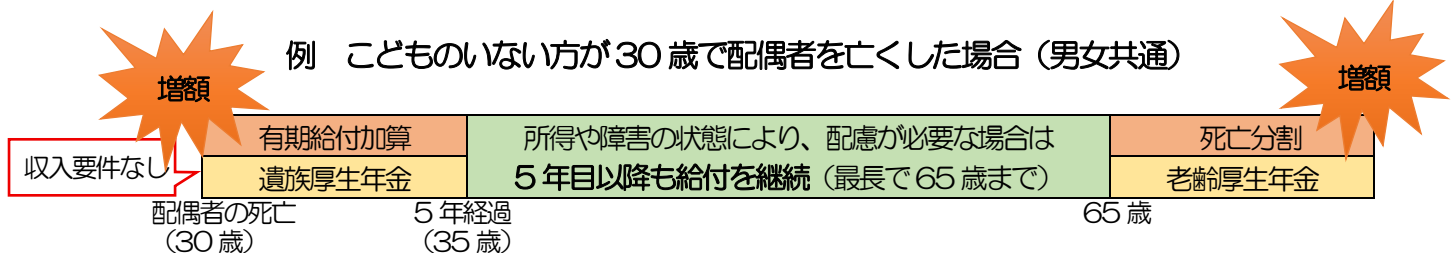
女性	30歳未満で死別	5年間の有期給付
	30歳以上で死別	無期給付
男性	30歳未満で死別	給付なし
	30歳以上で死別	60歳から無期給付

<見直し後>

男女共通	60歳未満で死別：原則5年間の有期給付 配慮が必要な場合は、5年目以降も給付を継続 ・有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止 ・年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）
	60歳以上で死別：無期給付（原稿どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度まで、または障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）。こどもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付＋継続給付となる。

例 こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



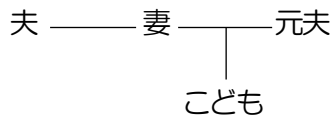
<現在と変更のない方>

- ・ 60歳以上で死別された方
- ・ こども（上記※に該当）を養育する間にある方の給付
- ・ 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・ 2028年度に40歳以上になる女性

遺族基礎年金の見直し

父または母と生計を同じくしていても、こどもが遺族基礎年金を受け取れるようにする。

事例1

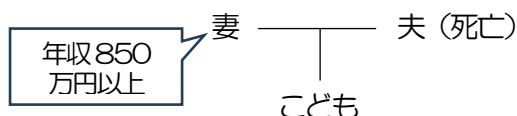


元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。



妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例2

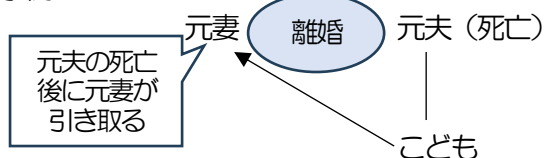


夫の死亡後、妻は収入要件を超えていたため、遺族基礎年金を受け取れない。



妻（こどもの母）と生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例3



離婚後、こどもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない



元妻（こどもの母）に引き取られて、生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例4

祖父母などの直系血族（または直系姻族）の養子となり、生計を同じくしていても
こどもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

※父または母：直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。

※こども：18歳になった年度末まで、または障害の状態にある場合は20歳未満の方

※上の例において、妻が死亡して夫がもらう場合も同様